平成２６年（フ）第２９号
福岡県田川郡香春町中津原744―１　ハニーエクセルＡ―101、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字庄1801番地
債務者　川上　健次
１　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２７号
大分県豊後高田市上香々地3384番地２　市営佐古住宅２号棟い号
債務者　原田　仁志
１　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３１号
北海道小樽市蘭島１丁目24番39号
債務者　向井　正彦
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４０号
北海道余市郡仁木町北町11丁目35番地、前住所埼玉県上尾市大字上野248番地１アーバンサイト21　Ａ―202
債務者　寒川　洋平
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４４号
北海道小樽市オタモイ３丁目25番20号、前住所北海道小樽市桜１丁目14番119号
債務者　竹内　文江
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１４号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野36番地29　７号
債務者　藤井　篤
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２２号
福島市山居111番地の５　シャルムハイツ102
債務者　篠木　正美
１　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第６３号
茨城県取手市桜が丘１丁目28番６号
債務者　小野　勝利
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
茨城県取手市井野739番地５
債務者　関野　岳洋
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
長野県飯田市鼎上山3098番地１　宮島アパート１号
債務者　鎌倉志穂美
１　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２１９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目20番10号武庫之荘大松プラザ206
債務者　小椋　千歳
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７４号
広島県府中市中須町1616番地
債務者　原田　愛弓
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５６号
福岡県飯塚市勢田1182番地
債務者　梅津　幸子
１　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１２４号
佐賀県鳥栖市元町1223番地１　エバーライフ鳥栖Ⅱ1302
債務者　森崎　健
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
熊本市東区桜木５丁目９番46号、前住所熊本市東区花立３丁目34番20号　レピュート花立Ｂ―102
債務者　興梠　正貴
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
熊本市西区二本木４丁目１番12―505号　県営二本木団地１
債務者　井手口誠一
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係